

信州大学繊維学部 ISO14001:2004	要領・手順書 P446-4-33	最終改訂日 2010.10.7
---------------------------	---------------------	--------------------

アスベスト処理手順書(P446-~~254~~-33)

1. 目的

人の健康被害予防の観点から、深刻な健康被害を引き起こすアスベストに対して適切に対処するための手順を定める。実験機器については特別管理産業廃棄物としての取り扱いとし、特に使用時と回収時における飛散の予防に対処する。また、建物のアスベストについては以下の2以下に手順を定める。「点検・検査済みであるから安全」という楽観的な対処はせずに、「見逃しがあるかもしれない」という安全側の立場から適正に対処し、人の健康被害の予防を図る。

2. アスベスト建材等の除去・解体工事手順

アスベスト建材等の除去・解体工事への対応手順を以下のとおり定める。

- (1)アスベスト建材等に関する対応は、繊維学部事務部管理係が管轄する。
- (2)アスベスト建材等による人への健康被害が予想される場合は、速やかに立入禁止等の隔離措置をとる。
- (3)アスベスト建材等の除去・解体工事を行う場合は、関係法令に従い適切に処理する。

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書

建設リサイクル法に基づく届出

労働安全衛生法に基づく建設工事計画届

長野県アスベスト含有建材の撤去等に関する規定に基づくアスベスト含有建材使用建築物解体工事届出

- (4)工事及び処理業者は法令に基づく適切な資格を有している者とし、発注前に確認する。
- (5)工事記録及び測定分析結果は石綿障害予防規則に基づき、竣工・報告後40年間保存する。
- (6)その他、アスベスト建材等にかかる問題については内部部局担当部課と連絡調整を行う。

3. 実験機器等の物品に含まれるアスベスト材の排出手順

物品の部品として使用されているアスベスト材への対応手順を以下のとおり定める。

- (1)物品管理使用者は自己の管理する物品にアスベストを部品として使用しているか把握に努める。
また、使用中にアスベストの飛散が懸念される場合は使用を中止しなければならない。
- (2)アスベストを含む物品を廃棄する場合は会計係および管理係に連絡し、適切な廃棄を行なう。

4. 本手順書の見直し

本手順書で定める手順等に変更が生じた場合は、事務部管理係・(特別管理産業廃棄物管理責任者)で見直し案を作成環境委員会へ付議し、了承を得た後、事務部管理係が本手順書の改定案を作成する。環境管理責任者は、この改定案を審査のうえ、承認することができる。本手順書の制定・改廃に際して、~~リスク~~リスク管理部会長は、最新版の本手順書をISO事務局へ1部提出する。

信州大学繊維学部 ISO14001:2004	要領・手順書	最終改訂日
	P446-4-33	2010.10.7

本手順書の改定履歴

年月日	改定の内容	改定理由	承認	作成	保管
2006.11.21	制定		阿部	三上	宮原
2006.11.24	改訂	文書番号等の変更	阿部	三上	宮原
2010.05.24	改訂	除去・解体手順等の内容見直し	村上	保志場	山田
2010.10.7	改訂	手順書見直者の変更	村上	保志場	山田